

札幌医科大学医学部医学科の成績評価基準等に関する細則

令和2年2月27日 医学部教授会了承

(目的)

第1条 この規程は、札幌医科大学学則（平成19年規程第50号。以下「学則」という。）第15条、第16条、札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程（平成19年規程第97号）。以下「進級規程」という。）第7条、第11条の規定に基づき、医学部医学科の成績評価等を適正に行うために必要な事項を定め、組織的な学修の成績評価を行い、学生の学習意欲、準備学習促進等の教育効果向上を図るとともに、評価基準の明確化や厳格な成績評価に寄与することを目的とする。

(評価項目)

第2条 評価は、「進取の精神と自由闊達な気風」と「医学・医療の攻究と地域医療への貢献」を掲げる建学の精神、及び「医学部は、変化し多様化する地域及び国際社会の要請に応えるとともに、医学と医療の進歩及び向上に貢献することのできる人間性豊かな医師並びに医学研究者を育成することを目的とする。」という教育研究上の目的の下に、医学部医学科が定めるディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を卒業時の達成目標とし、学生個々人の獲得状況を確認するとともに、それに至るまでの学習過程、学修成果を評価する。

2 評価項目は、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）で「学生が身に付けるべき資質・能力」として設定した4つの能力を標準の評価項目とする。

- (1) 態度
- (2) 関心・意欲
- (3) 知識・技能
- (4) 思考・判断

3 具体的な評価項目は、別表第1に示す、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づき設定する8つのコンピテンス（学生が卒業時に有している能力）、42のコンピテンシー（各コンピテンスの達成度を評価する具体的能力）とする。

(評価単位)

第3条 評価単位は、教育課程における授業科目ごとの評価を基本とし、次の各号とする。

- (1) 学則第16条、進級規程第11条の規定に基づく、授業科目の成績評価
- (2) 進級規程第12条第1項、第13条第1項及び第14条の規定に基づく、進級判定
- (3) 学則第15条第1項の規定に基づく、単位の授与及び授業科目修了の認定
- (3) 学則第15条第3項の規定に基づく、教育課程修了の認定
- (4) 学則第27条の規定の規定に基づく、卒業の認定

2 評価単位ごとの責任者は、別表第2のとおりとする。

(評価者)

第4条 評価単位ごとの責任者は、次の各号に定める授業科目の評価者を予め、指名する。

- (1) 出題者
- (2) 採点者
- (3) 最終評価者

2 前項の評価者には、授業科目を担当する者のほか、授業科目を担当しない者も評価に加わることができるものとする。

(利益相反の回避と管理)

第5条 評価における利益相反を回避するため、医学部教務委員会は、医学部医学科の方針を定める。

2 評価単位ごとの責任者は、評価者の指名にあたって、前項に基づき、利益相反がある場合は、医学部教務委員会へ申告する。

(評価項目と評価単位との相関)

第6条 評価項目と評価単位との相関は、医学部医学科のカリキュラム・マップにより明示する。

(評価方法と評価形式、評点方式の選択)

第7条 評価方法、評価形式、評点方式は、別表第3を用いて、医学部教務委員会が、医学部医学科の選択方針を定める。

2 評価単位の責任者は、前項に基づき、評価方法、評価形式、評点形式を選択する。

(追試験、再試験の実施回数)

第8条 進級規程第7条第2項第5号に基づき実施する追試験、及び進級規程第7条第2項第6号に基づき実施する再試験の実施回数は、医学部教務委員会が、医学部医学科の方針を定める。

2 評価単位の責任者は、前項に基づき、実施回数を定め、学生へ周知する。

(評価の標準的な成績分布)

第9条 進級規程第11条第1項、第2項に基づく、試験(共用試験 CBT、共用試験 OSCE、Post-CC OSCE、及び卒業試験を除く。)その他の審査により行う成績評価の標準的な成績分布は、医学部教務委員会が、医学部医学科の方針を定める。

2 評価単位の責任者は、前項に基づき、予め、成績分布の目標を設定する。

(評価結果の通知、フィードバック)

第10条 評価結果の通知については、医学部教務委員会が、医学部医学科の方針を定める。

2 評価単位の責任者は、前項に基づき、学生への通知、フィードバックを行う。

(評価結果に対する疑義申し立て)

第11条 評価結果に対する疑義申し立てについては、医学部教務委員会が、医学部医学科の方針を定める。

(評価の信頼性)

第12条 評価の信頼性を高めるため、医学部教務委員会は、医学部医学科の方針を定める。

2 評価単位の責任者は、前項に基づき、評価の信頼性を高めるよう務める。

(評価の妥当性)

第13条 評価の妥当性を確保するため、医学部教務委員会は、医学部医学科の方針を定める。

(評価結果に係る資料の保管)

第14条 評価結果に係る資料は、医学部教務委員会が、医学部医学科の方針を定める。

(その他)

第15条 この細則に定めるもののほか、医学部医学科の成績評価等を適正に行うための手続きその他運営に関し必要な事項は、医学部教務委員会の議を経て、医学部教授会が別に定める。

別表第1（第2条関係）

札幌医科大学医学部医学科

卒業時のコンピテンス（8領域）とコンピテンシー（42項目）

I. プロフェッショナリズム

高い倫理観と使命感を持って患者中心の医療を提供し、生涯にわたる学修意欲をもって医学・医療に貢献できる。

1. 医療倫理と生命倫理の原則を理解し、具体的状況に応用できる。
2. 法的規範の根底にある倫理的考え方を説明できる。
3. 生と死に関わる倫理的な問題を多角的に認識した振る舞いができる。
4. 人の命と健康を守る医師の使命と職責を自覚し行動できる。
5. 医師の法的責任と各種規範について説明できる。
6. 人間の尊厳と患者の立場を尊重した、思いやりのある態度を身に着けている。

II. 医学知識

医学・医療およびそれらの基礎となる科学的知識を十分に理解し、修得した知識を統合した形で問題解決に応用し、臨床や研究に有効に活用できる。

1. 医学の基礎となる自然科学の幅広い知識を有し活用できる。
2. 基礎医学、臨床医学、社会医学の知識を有し活用できる。
3. 人体の正常構造や機能、生命科学に関する基礎知識を疾患病態の解明に応用できる。
4. 疾病の病因・病態・治療につながる医学的な要素を説明できる。
5. 医学の進歩と発展のために自己研鑽する重要性を説明できる。

III. 医療の実践

全人的医療を提供するため、統合された医学的知識と技能に基づいた診療計画の立案、ならびに診療を実践できる。

1. 病歴を正しく聴取し、身体診察を適切に行い、病状を判断できる。
2. 病歴や身体所見から必要な検査を選択し、結果を評価できる。
3. 臨床情報を整理して臨床推論を行い、診断することができる。
4. 根拠に基づいた医療技術を個々の状況に応じて正しく実践できる。
5. 医療安全、感染症対策を実践できる。
6. 災害時の医療について説明できる。

IV. 問題対応能力

新たな展開に向けて健全な批判力をもって現状に潜む課題を明確化し、科学的根拠と適確な方法に基づいて問題を解決できる。

1. 医学・医療において既存の知識や技能では対応できない問題を抽出できる。

2. 問題の解決に向けて、関連する情報を収集して分析できる。
3. 最新の情報を探索し、問題解決に向けた構想を示すことができる。
4. 問題解決のための構想を科学的根拠に基づいて実行できる。
5. 問題解決と課題探求能力を高めるために、生涯学習が重要であることを説明できる。

V. コミュニケーション

人々の多様な価値観や社会的背景を理解し、信頼関係の構築に努め、常に他者に敬意を払って接することができる。

1. 礼儀と礼節を重んじ、相応しい身なりと振る舞いができる。
2. 信頼関係を意識し、患者やその家族と対話を重ねることができる。
3. 医療チームの一員として多職種連携を円滑に図り、相互理解の構築に努めることができる。
4. 指導力と協調性をもって診療や保健指導の基礎を実践できる。
5. 人々の価値観や社会的背景が多様であることを理解し、常に他者に敬意を払って接することができる。

VI. 科学的探求

研究遂行のための基礎的素養と探究心、および研究倫理をもって医学研究に参画し、医学の発展に寄与することができる。

1. 先駆的な医学研究は社会全体の幸福につながることを説明できる。
2. 医学研究を遂行する意欲と基礎的素養を有している。
3. 科学的思考に基づいた探究心を身につけている。
4. 医学的知見を獲得するための科学的な理論や方法論、研究倫理について説明できる。
5. 個々の症例に新規性が含まれていることを理解し説明できる。

VII. 地域医療

幅広い視野をもって地域医療の役割と課題を説明できる。地域医療に意欲的に取り組む姿勢とともに、実践に必要な基礎的知識と技能を身につけている。

1. 地域社会の健康の向上および増進の重要性とそれに向けて果たすべき役割を説明できる。
2. 社会経済における地域医療の位置付けについて説明できる。
3. プライマリ・ケアを実践するための基礎的な知識と技能を示すことができる。
4. 地域における医療専門職の役割を理解し、協調して医療を実践できる。
5. 地域医療の中で国際化に関する課題を説明し、価値観の多様性を尊重した医療の実践に配慮できる。

VIII. 国際貢献

疾病の臨床や研究の世界的動向を把握し、国際社会の一員として活動するための基礎を身につけている。

1. 国際交流に関心を示し、多様な文化を理解することの重要性を説明できる。

2. 健康増進や疾病予防の活動を国際的視野に立って実践する基礎的能力を身につけている。
3. 医療・保健に関わる国際協力の役割を説明できる。
4. 疫学、疾病予防、福祉、医療経済などの社会医学の知識を国際医療活動に応用できる。
5. 国際社会における医学的な諸問題を説明できる。

別表第 2（第 3 条関係）

評価単位と責任者

評価単位	責任者
1. 授業科目の成績評価 ※学則第 16 条、進級規程第 11 条	科目コーディネーター ※学則第 15 条第 1 項
2. 進級判定 ※進級規程第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 14 条	医学部長 ※進級規程第 15 条
3. 単位授与及び授業科目修了の認定 ※学則第 15 条第 1 項	科目コーディネーター ※学則第 15 条第 1 項
4. 教育課程修了の認定 ※学則第 15 条第 3 項	学長 ※学則 15 条第 3 項
5. 卒業の認定 ※学則第 27 条	学長 ※学則 27 条

別表第3（第7条関係）

評点方式、評価方法、評価形式

評点方式	評価方法	評価形式
1. 目標基準準拠評価（絶対評価） 2. 集団基準準拠評価（相対評価）	1. 総括的評価法 (1) 試験（定期試験） (2) 小テスト (3) レポート (4) 成果発表 (5) 共用試験 CBT (6) 共用試験 OSCE (7) Post-CC OSCE (8) 卒業試験 (9) その他	1. 筆記試験（記述式） 2. 筆記試験（多肢選択式） 3. 口頭試験 4. レポート 5. 成果発表 6. 質問紙法 7. 直接観察法（模型または実際の患者） 8. OSCE 9. 監査（オーディット）
	2. 形成的評価法	10. ポートフォリオ
	(1) 臨床実習の評価 (2) 小テスト (3) その他	11. 自己評価 12. その他